

指定介護予防支援事業所において介護予防支援を行う場合の事務手続きについて

○契約

利用者、居宅介護支援事業所、担当地区地域包括支援センターの3者契約とする。

○重要事項説明

居宅介護支援事業所、担当地区地域包括支援センターについて、利用者に居宅介護支援事業所が説明を行う。

○介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼

居宅介護支援事業所が福祉課介護保険担当に提出する。

○介護予防サービス計画の検証の実施について

介護予防支援に関する地域包括支援センターの一定の関与を担保するため、指定介護予防支援事業所は、利用者ごとに、初回の予防プランその他必要な書類を提出する。

詳細は、担当地区地域包括支援センターと調整して行う。

**【介護予防支援と総合事業を利用している場合で、利用サービスが総合事業のみとなった場合】**

指定介護予防支援事業所で直接実施できるのは介護予防支援であるため、利用者が利用するサービスが総合事業のみとなった場合、下記のような取扱いとなる。

＜担当地区地域包括支援センターで請求を行うための事務手続きについて＞

(例) 3月に介護予防支援のサービスの利用が1回もなく、総合事業のみとなった場合

居宅介護支援事業所	担当地区地域包括支援センター
① 予防支援利用がなかった月は、速やかに包括支援センターに報告する。 (3月予防支援の利用がなかった場合、4月に入り早急に報告してください。)	
	② 報告を受けた包括センターは、3/1付けに遡って、サービス計画作成依頼を介護保険担当に提出。
	③ 4月に3月分の請求を行う。 (計画作成依頼を提出された日により、月遅れになる可能性があります。)
④ 4月に予防支援のサービス利用された場合は、再度4/1付けのサービス計画作成依頼を介護保険担当に提出する。	